

国営総合農地防災事業実施要綱

平成元年7月7日付け元構改D第486号
最終改正 令和4年3月28日付け3農振第2616号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

- 1 国営総合農地防災事業（以下「本事業」という。）は、自然的、社会的状況の変化等に起因して、農業用排水施設の機能が低下していること又は農業用排水施設が必要な耐震性を有さないことにより災害のおそれが広域的に生じている地域において、その機能の回復や耐震化により災害の未然防止を図ること及び農用地、農業用排水施設等の機能が低下しこれにより排水不良、農作物の生育不良等の被害が発生している地域において、その機能を回復し、被害を防止することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。
- 2 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 事業内容等

1 事業内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 一般型

令第49条第1項第1号に掲げる事業であって、地盤沈下、流域開発等の他動的要因に起因して機能が低下している農業用排水施設の機能回復を図るために行う当該施設及び当該施設に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの

(2) 豪雨災害対策型

令第49条第1項第1号又は法第87条の4第1項に掲げる事業であって、豪雨により排水能力不足が顕著となった農業用排水施設の豪雨災害を防止するために行う当該施設及び当該施設に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの

(3) 大規模地震型

令第49条第1項第1号若しくは第4号又は法第87条の4第1項に掲げる事業であって、一度発生すれば大災害になり得る地震動に対して必要な耐震性を有していない農業用排水施設の耐震化を図るために行う当該施設の変更を内容とするもの

(4) ため池群型

令第49条第1項第1号又は法第87条の4第1項に掲げる事業であって、相当数の農業用のため池が存在する地域における農用地及び農業用施設等の災害を防止するために行う、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急な整備を要する複数の農業用のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの

(5) 防災重点農業用ため池緊急整備型

令附則第2条又は法第87条の4第1項に掲げる事業であって、過去に国営土地改良事業を実施した地域において、豪雨又は地震による防災重点農業用ため池の決壊等を防止するために行う防災重点農業用ため池及び当該ため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの

(6) 基幹施設型

ア 令第49条第1項第1号又は法第87条の4第1項に掲げる事業であって、国営土地改良事業等で造成された基幹土地改良施設で、地震等の異常な天然現象による機能低下が経年変化とともに顕著となっていること、当該施設が河川区域内にある農業用河川工作物でありその構造が河川管理上不適当であること等から災害のおそれが広域的に生じているものの機能回復を図るために行う当該施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの
イ 法第87条の2第1項第2号ロに掲げる事業であって、国自らが造成した農業用排水施設及び当該施設の管理主体が当該施設と一体的に管理している農業用排水施設の機能回復を図るために行う当該施設の新設、廃止又は変更を内容とするもの

(7) 農地機能保全型

令第49条第1項第1号に掲げる事業であって、北海道において、地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するために必要な農用地及び農業用排水施設等の機能回復を図るため又は当該土壌侵食等の災害の未然防止を図るために行う農業用排水施設の新設又は変更を内容とするもの

(8) 併せ行う排水施設整備又はため池整備

ア 令第49条第1項第2号に掲げる事業であって、農用地の災害を防止するために行う排水施設の新設若しくは変更又はため池の変更で、(1)の一般型、(2)の豪雨災害対策型又は(3)の大規模地震型の事業と併せ行うもの

イ 令第49条第1項第4号の2に掲げる事業であって、農用地の災害を防止するために行うため池の変更で、(3)の大規模地震型の事業と併せ行うもの

ウ 法第87条の4第1項に掲げる事業であって、農用地の災害を防止するために行う排水施設又はため池の変更で、(3)の大規模地震型の事業と併せ行うもの

(9) 併せ行う農地機能保全整備

令第49条第1項第3号に掲げる事業であって、北海道において、地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用道路の変更、暗渠排水又は整地で、(7)の農地機能保全型の事業と併せ行うもの

2 採択基準

本事業の採択基準は、次のとおりとする。

(1) 一般型

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地が、都府県において行われる場合にあつてはおおむね 3,000ha 以上の地積にわたる土地、北海道において行われる場合にあつてはおおむね 1,000ha 以上の地積にわたる土地であり、かつ、機能の低下している農業用排水施設に係る受益面積が当該地積の 2/3 以上であること。

(イ) 総事業費がおおむね 100 億円以上であること。

(ウ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 300ha 以上であること。

(2) 豪雨災害対策型

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地が、都府県において行われる場合にあつてはおおむね 3,000ha 以上の地積にわたる土地、北海道において行われる場合にあつてはおおむね 1,000ha 以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 総事業費がおおむね 100 億円以上であること。

(ウ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 300ha 以上であること。

(3) 大規模地震型

ア 令第 49 条第 1 項第 1 号に掲げる事業又は法第 87 条の 4 第 1 項に掲げる事業（イに掲げるものを除く。）として実施する場合については、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地が、都府県において行われる場合にあつてはおおむね 3,000ha 以上の地積にわたる土地、北海道において行われる場合にあつてはおおむね 500ha（国が造成した農業用排水施設以外のものにあつてはおおむね 1,000ha）以上の地積にわたる土地であり、かつ、必要な耐震性を有していない農業用排水施設に係る受益面積が当該地積の 2/3 以上であること。

(イ) 総事業費がおおむね 100 億円以上であること。

(ウ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 300ha 以上であること。

イ 令第 49 条第 1 項第 4 号又は法第 87 条の 4 第 1 項に掲げる事業として実施する場合については、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地がおおむね 500ha（田以外の農用地を受益地とする事業で、おおむね 150kPa 以上の圧力を必要とする末端給水栓を含む配水系パイプラインに用水を供給する施設に係るものにあつては、おおむね 100ha）以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 対象となる施設が、国営土地改良事業によって生じた農業用排水施設（地域の農業水利上重要な機能を担う基幹施設に限る。）であつて、その通水量等がおおむね 0.5 m³/s（田以外の農用地を受益地とするものにあつては受益地 100ha 当たりの通水量等がおおむね 0.03 m³/s）を超えるもの又はそれに相当する能力を有するものであること。

(4) ため池群型

次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地がおおむね 3,000ha 以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 20ha 以上であること。

(5) 防災重点農業用ため池緊急整備型

次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地がおおむね 300ha 以上、かつ、防災受益地がおおむね 500ha 以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 20ha 以上であること。

(6) 基幹施設型

ア 令第 49 条第 1 項第 1 号又は法第 87 条の 4 第 1 項に掲げる事業として実施する場合については、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 事業による受益地がおおむね 3,000ha（田以外の農用地を受益地とする事業にあっては、おおむね 1,000ha）以上の地積にわたる土地であること。

(イ) 対象となる施設が、都府県（沖縄県を除く。）において行われる場合にあつては末端支配面積がおおむね 3,000ha（田以外の農用地を受益地とする事業にあっては、おおむね 1,000ha）以上のもの、北海道において行われる場合にあつては末端支配面積がおおむね 500ha（国が造成した農業用排水施設以外のものにあつてはおおむね 1,000ha）以上のもの、沖縄県において行われる場合にあつては末端支配面積がおおむね 1,000ha 以上のものであること。

イ 法第 87 条の 2 第 1 項第 2 号ロに掲げる事業として実施する場合については、対象となる施設が、都府県において行われる場合にあつては末端支配面積がおおむね 1,000ha 以上（末端支配面積が 3,000ha 未満のものは総事業費がおおむね 100 億円以上）、北海道において行われる場合にあつては末端支配面積がおおむね 500ha（国が造成した農業用排水施設以外のものにあつては、おおむね 1,000ha）以上のものであること。

(7) 農地機能保全型

事業による受益地がおおむね 300ha 以上の地積にわたる土地であること。

(8) 併せ行う排水施設整備又はため池整備

対象となる施設は、排水施設又はため池（国営土地改良事業によって生じた農業用排水施設と一体となって機能を発揮するため池に限る。）及びこれに関連する農業用排水施設であつて、末端支配面積がおおむね 300ha 以上（複数のため池を整備する場合にあつては、おおむね 20ha 以上であり、かつ、ため池の受益面積の合計がおおむね 300ha 以上）のものであること。

(9) 併せ行う農地機能保全整備

事業による受益地がおおむね 500ha 以上の地積にわたる土地であること。

(10) 次のアに掲げる場合にあつてはアに掲げるシステムの整備を、イに掲げる場合にあつてはイに掲げる分水施設の整備を、本事業の対象とすることができるものとする。

ア 農業用排水施設の設置、ほ場の整備状況等の要因により、(1)から(6)まで及び(8)に掲げる末端支配面積の要件（以下「末端支配面積要件」という。）を満たさない農業用排水施設に係る水管理システムの整備を行うことが必要である場合にあつては、

(1)から(6)まで及び(8)の農業用排水施設に加えて当該システムの整備

イ (1)に掲げる事業のうち農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）

が別に定める要件に該当するものにおいて、末端支配面積要件を満たす農業用排水施設と一体的に末端支配面積要件を満たさない分水施設である農業用排水施設の整備を行うことが水源転換による水利システムの再構築の面から必要である場合にあっては、

(1)の農業用排水施設に加えて当該分水施設の整備

(11) (1)から(3)まで及び(6)に掲げる事業のうち、末端支配面積がおおむね 100ha 以上の重要度及び緊急性が高い施設として農村振興局長が別に定める要件に該当する施設については、必要な整備をできるものとする。

第3 国庫負担率

本事業の国庫負担率は2/3とする。ただし、都府県において実施される基幹施設型の事業であって、末端支配面積がおおむね5,000ha（田以外の農用地を受益地とするものにあつては2,000ha）以上のダム、頭首工、排水機場及び排水樋門に係るものにあつては70%、北海道において実施される一般型、豪雨災害対策型、大規模地震型、基幹施設型、農地機能保全型及び併せ行う農地機能保全整備の事業にあつては75%（基幹施設型のうち田以外の農用地を受益地とするものにあつては85%）、沖縄県において実施される基幹施設型の事業にあつては95%とする。また、第2の2の(10)のイに掲げるシステムの整備のうち農村振興局長が別に定める要件に該当しない部分の工事に係る国庫負担率及び第2の2の(10)のイに掲げる分水施設の整備に該当する工事に係る国庫負担率は50%とする。

第4 調査及び全体実施設計

地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長。沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、本事業の採択に先立ち、原則として、次により調査及び全体実施設計を行うものとする。

1 調査

(1) 地方農政局長は農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施の必要性、技術的可能性、経済的妥当性等について調査を行い、本事業の土地改良事業計画（法第87条の4第1項に掲げる事業にあつては緊急防災工事計画。以下同じ。）の案を作成するものとする。

(2) 調査に必要な経費は、本事業の事業費には含まれないものとする。

2 全体実施設計

(1) 地方農政局長は、農村振興局長が別に定めるところにより、1の土地改良事業計画の案における工事計画に係る詳細な全体実施設計を行うものとする。

(2) 全体実施設計に必要な経費は、本事業の事業費に含まれるものとする。

第5 指定工事

本事業のうち令第49条第1項第1号に掲げる事業について、指定工事（令第52条の2第4項第2号に規定する指定工事をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、本事業の施設の工事のうち早期に完了すべき工事を土地改良事業計画において指定工事として指定する

ものとする。

第6 事業の採択等

- 1 農林水産大臣は、調査及び全体実施設計の結果に基づき、予算の範囲内において、本事業の採択を行うものとする。この場合、指定工事を指定した本事業については、原則として、指定工事に係る部分と指定工事以外の工事に係る部分とを区分して採択するものとする。
- 2 農林水産大臣は、本事業の採択を行った場合には、速やかにその開始に係る手続を了し、本事業に着手するものとする。

第7 負担金の支払の始期

負担金（地元負担部分に限る。以下同じ。）の都道府県の支払の始期については、事業完了の翌年度（指定工事の指定がある場合には、当該指定工事に係る負担金の部分については原則として指定工事完了の翌年度）とする。

第8 平成3年度及び平成4年度における特例

平成5年4月1日以前に着手された本事業についての平成3年度及び平成4年度における国庫負担率については、第3の規定にかかわらず60%とする。ただし、基幹施設型の事業にあつては2/3、農地機能保全型及び併せ行う農地機能保全整備の事業にあつては60%とする。

第9 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。